

雜談と問答

—『旅宿問答』私註—

鈴木元

一 弁舌宏才

ソノヒマヨリ、瞋恚ノ炎外ニ出、燠燒姫キメラレテ憂
ヲモヒノミ、二月ノ中ノ五日ノ比ナルニ、米山寺ニト
思立。

〔旅宿問答〕(注1)

山内、扇谷、両上杉家の争いに、いまだ静謐ならざる関東の地でのこと、武藏国にあつた一人の男が、思い立つて米山寺をめざすところから話は始まる。男は彦右衛門といふ大夫であつた。

此大夫ハ利根最上ニシテ得「弁舌」、宏才博覽トシテ好
二雜談「希代不思議ノ居士、天変第一ノ者也。然者表
トシテ陰陽」ヲ裏ニ兼「タリ諸芸」ヲ。昼夜行体ニ時ノ
看経スベテ懈コトナシ。然共煩惱ハ家ノ犬、ウテドモ

僧、全體唯蝙蝠ノ振舞也」と揶揄されるものであつた。こ

の人物設定は無論、後段の内容にも関連すると考えてよい。

また、「裏」には「諸芸」を兼ねていたというが、この点で「弁舌、宏才」との表現をもつて形容されている事実は蔑ろにできない。室町時代の地方軍記の一類『大塔物語』にも、合戦の前打として紹介される頓阿弥なる遁世者について、「連歌者学^二侍従周阿弥之古様^ヲ、早歌者伺ニ^カ仄波顕^{アヒタ}、阿・会田彈正之両流^ヲ、物語者古山之珠阿弥之弟子、弁舌宏才^カ入ヲ語ル者コソハカナケレ。家ノ女房聞之、胸ノ煙ノノヨノ契、夢ウツヽイトゞダニ重ガ上ノサヨ衣、我妻ナラヌ妻ヲカサヌル衣々ノ思ノ色顕レテ、尚紅ノ一

才者讀「師匠」程之上手也」(嘉永四年刊模刻本)と記される。ように、「弁舌宏才」とはこれも連歌、早歌等に並ぶ一つの貴重な芸才とみなされていたからだ(注2)。

さてこの男、一時の看経怠ることのない日々を過ごしていたのだが、實に「煩惱ハ家ノ犬」云々との先言(宝物集をふまえるのであろう)とおり、「我妻ナラヌ妻ヲカサ」ねて女房の怒りをかうに至つたという(『新古今』巻二十釈教歌・九三)。「不邪姪戒」寂然「さらぬだにおもきがうへに小夜衣わがつまならぬつまな重ねそ」。かくして、米山寺への旅に出ることとなる(注3)。旅の途上、「齡ヒ廿余リノミコ」との出会いがあるのだが、今そこには省略して先へ進もう。湯沢を過ぎた辺り大現寺の茶屋で、上総国行願寺の僧心玄と出会い、そして心玄との間で交わされる様々な問答へと移る。この「問答」こそが、当然ながら『旅宿問答』全体から見ても大きな位置をしめる。その問答は、

大夫問曰、行願寺ハ真言力天台宗カト問。

心玄答曰、表ハ真言、裏ハ天台。

大夫問曰、御房ハ台宗カ密宗カ。

玄答、愚僧ハ表天台、裏ハ真言宗ニテ候。

といふように、天台・真言二宗の宗旨にはじまり、教義上の問題へと展開していく。後段で心玄自身が「八宗兼學」

と述べてはいるけれども、特にここで天台・真言二宗を兼

ねることに言及するのは、当時の関東における思想状況の一面を端的に言い表したものなのであろう(注4)。

一方、「能々致聴聞、何宗モ心ニクカラズ」という大夫に對し、「何ノ宗モ心ニクカラズト曰ハ一ツ心アル者歟、又ハ馬鹿ノ者歟」と考えた心玄は、相手の身の上を問い合わせする。彦右衛門は、そのやり取りの中で、自らが神職の大夫たること、「我等ハ性徳万類ノ父母、十宗ノ頂」たることを説き、そこから「我等ガ宗家天台宗ヲコソ諸宗超過ノ宗」とする心玄との間で神仏論争となる。ここにも、両部神道説の流布という状況の反映が現れているものと見える。

さて、論争が一段落ついたところで、ここに茶坊主が現れ、「近比殊勝ノ聴聞事ヲ仕候」ということで、「一入上品ノ茶ヲ建盡ニ立テ出ス」。これを契機に、茶坊主が茶の由来から品名、産地の列挙と、雑談に花を咲かせる。晩に及び茶坊主の案内で、近くの宿に移るが、奥の間には「思蒸ガ三尊釈迦」ほかの唐絵が並ぶ。そして唐絵尽し。亭主は「六旬バカリノ入道」、しばしやり取りありあつて後、話題が上杉禪秀の乱に及ぶ。以下、亭主の口からながながと禪秀の乱の顛末が語られる。

いま、所々を端折りながら『旅宿問答』の半ばまで話を追つてきて思うのは、このような書をいかなる範疇で括ればよいのか、という問題である。『群書解題』が、これを「雜

談書」と称したこと（大窪太氏）も、術語として適切か否かはともあれ、確かに本書の性格の一面を言い表してはいる。「雑談」とは、無住によれば「雑談ノ次ニ教門ヲ引」いたりするように、「道二入方便」の一つでもあり『沙石集』序）、決して「対話様式の談義書」（注⁵）との認識とも矛盾はない。しかし、ひとたび名付けをして括ることは、同書の孕む多様な諸側面を見えなくしてしまいかねない虞れを含む。例えば、茶坊主の語るお茶尽しは、一見して往来物の物尽しを想起させるところで、事実、ここは『新撰遊覧往来』の四月状利用を如実に窺わせる。茶坊主に案内された宿の奥の間に見える唐絵の列举は、これも同往来の三月往状に拠つていると見て誤るまい。

往来の物尽しが唱導の修辞と無縁でないことは、かつて僅かにふれたことだが（注⁶）、單に「修辞」と見ることが正しいのかどうか。それはまた、『横座坊物語』など御伽草子の一類と往来物との「性格上の関連」（注⁷）という問題にも及ぶからである。『旅宿問答』の内容そのものも、御伽草子から決して遠いものではない。そして、これも内容からの性格規定の難しい一書『塵芥鈔』が、児物語的な枠組みを借りながら、『庭訓往来』や先の『新撰遊覧往来』の内容に極めて近い知識の列挙を繰り広げるのも、併せ考へなければならぬことなのである。『塵芥鈔』と『旅宿問答』との間には、直接の関わりは見出せないけれども、『塵芥鈔』卷十が「茶ノ由来」を著婆大臣の「墳ヨリ生ニ此木」と説明するところは、『旅宿問答』の「著婆ガ茶毘所ニ生ル」との理解に共通するもので、淵源を同じくする説であろう。同時に、茶を「廿人木」として説明する塵芥鈔に対し、旅宿問答は「茶ト云字ハ、荼毘ノ一点ヲ残テ読セタリ」と説明するなど、相違とともに微妙な一致（文字遊びによる起源説）を見て取ることができる。

また禅秀の乱については、大夫が「関東ニハ候ヘドモ、亂ノ發ヲ不存候、御存知候ハゞ御物語承度候」と、亭主に水を向ける形で語り出され、その後、「今関東古河公方様ハ、正ク頼朝將軍御末ニテ御座候歟」との亭主の問いに、大夫が、源家由来から足利將軍の話題へと語り進めることで、ついには「永享ノ乱」、そして春王、安王の最期に及ぶ。所謂、結城合戦までがその雑談の射程内に入っているのだが、見過⁸してならないのは、この永享の乱（結城合戦）は、一方で『結城戦場物語』ほか様々なテキストを介して世上に流布してゆく話題であつた点である（注⁹）。それらのテキストの性格を一概には規定できないものの、その内容からして合戦記的性格を帯びることは避けられない。『問答』の雑談は、このような合戦記に隣接する話題をも包摂しているということに、注目しておかねばならない（注¹⁰）。

二 五節供

句について話の及んだ部分を引いて示そう。

さて、問答は「上杉殿」のことから藤原氏の起り、大職冠の冠位等の話題を経て、位階昇進をめぐる応答となる。

「心玄阿闍梨聞之、某於武州仙波ニ致学問候時、近衛殿ノ御子ニ少将殿ト申候、令同学知音仕、常ニ官位ナドノ雑談承候」として、以下、心玄による「官位ナドノ雑談」から得た知識が語られるのだが、その内容については後程ふれよう。さしあたっての問題は傍線部で、この僧侶が武藏国仙波で学問をしていたことが明かされている点である。武藏国の仙波といえば、名高い関東天台の談義所のあつた地である。即ち心玄を通して語られる知識とは、その実態についてとはともあれ、少なくとも設定としては、そうした談所の学と関連づけられて記されていることを知るのである。

では、天台談所の学問と、『問答』の内容とには関わりがあるのかどうか。その点を確認するためには、続く五節供由来の話題を検討するのが適当であろう。関東の天台談義所と深い関わりを有するとされる書陵部本系の和漢朗詠集注が、かなり纏まつた形で問答の中に引用されているのを確認することができるからである。長くはなるけれども、書陵部本朗詠抄の利用が判りやすい部分として、端午の節

五月五日節供ノ事、此節供ヲバ号端午ト。是ト申モ正月ヲノ月ニアツレバ五月ハ午ノ月也。五月一日ヲニアツレバ端ノ午也。故ニ云端午ト。所詮、三月三日ヲ上巳ト云ハ指昔ヲ、五月五日ノ端午ハ指當時歟。是、

衆病除ノ祭也。仍以蓬菖蒲軒ヲフク事ハ荊楚歳時

記ニ云、五月五日採リ艾ヲ懸戸上ニ攘毒氣ヲイヘリ。當時象之ヲ以艾莊軒也。用菖蒲事、同書云、

昔平舒王ニ有二大臣、已ニ死ス、為恨成毒蛇ト亡國ヲ而為降伏求治術ヲ。智臣云、彼蛇ハ身

青ク頭赤ク似菖蒲、諸人以菖蒲結頭巻腰呑之無成害。其蛇ノ名ヲ、アヤメト云也。サテ唐土ニハ

歳時記ヲ見ルニ、五月五日以蓬作人形ヲ立レバ戸ノ左右ニ、其年無疾病。是ハ以蓬夫妻一人作戸ノ

左右立ル也。実ノ人ニアラザレバ少シ身ヲアヤブメテ立トイヘリ。仍蓬ヲ用灸草ニ。是、歳時記ニ宋則字

文庚、以五月五日鷄鳴時、艾見似人劇、攬之用祭有驗矣。

唐ノ宋ノ御宇ヨリ用見タリ。捲ジテ五月五日ニハ蘭ヲ煮テ可浴事也。サレバ金谷園記ニ曰、五月五日、採蘭

煮浴之除刀兵難、攘君魂ノ災ヲ。仍用粽事ハ楚国ノ屈原ヲ祭ル儀式也。其ト申ハ、屈原ト云者、五月五日ニ汨羅水ニ投身死、彼國ノ人々哀之至其日、簡ニ

タムクル

米ヲ入テ郷タムクル之也。其後、屈原告云、祭我事怡快分絶

タリ、但所レ得供物ヲ為タムクル鮫龍取不得之、願ハ米ヲ樽

葉ニ裹ミ以タムクル綵糸一纏レ之、令レ得鮫龍、定テ去ナント告

ル。其後、楚人等如教祠之タムクル云。日本ニハ襦飯ヲカツヒ

ノ葉ニ裹ミ号粽祭之。風土記云、仲夏初午進角黍矣タムクル云

者。今粽也。屈原事、字ヲバ云正平、楚ノ懷王ニ仕テ

三閭大夫ト云司サシテ進ニム忠才タムクルト、無_二他異タムクルヨリ

人々ニ嫉レテ申ソコナレ、終ニ被レ処ニ流枚タムクルニ。屈原、

後疲衰シテ沢辺リニサマヨフ時、漁夫江辺ニ釣シケル

ガ云、汝ハ三閭大夫カ、何ゾ此ニ居ル。原云、世華テ

皆濁レリ、我独リ清、衆人皆醉リ、我独醒リ、此故ニ

被放タリ。漁夫云、聖人ハ物ニ凝滯セズ、世違リ遷ル

上ハ世華テ濁ラバ何ゾ其泥ヲニゴンテ波ヲ不挙、衆人

皆醉バ何ゾ其糟食シテ其汁ヲスタムクルハラザル。原云、新ニ頭

洗フ者、先冠ヲ抜グ、新ニ湯ヲ浴ル者ハ必先衣ヲ脱グ、

何能身ノ以ニ察々タル受_二物ノ汶々タルヲ、詮_二起レ

バ淋流江魚ノ腹ニハウブリ、蒙ニルト世俗ノ塵穢云リ。

漁夫修々トシテ咲ヒ舟端ヲ扣テ哥云、滄浪ノ水清ラバ

以_二我纓_二可洗、滄浪水濁ラバ以我足ヲ可洗トテ去ヌ。

屈、即至汨羅水ニ投身ヲ。蒙求注ニ委ク見タリ。

一見して窺えるように、その「問答」らしからぬ文体は、顯著な文献引用の名残を示すものであった。『旅宿問答』が

ふまたと思しい書陵部本朗詠抄の「端午」注を次に掲げる(注10)。

端午トハ、十二支ノ支干ヲ以テ十二ノ月ニ当レバ、寅

ハ正月也、卯ハ二月也、辰ハ三月也、巳ハ四月也、午

ハ五月也。又云、十二時ヲ以テ当レバ朔日ハ卯也、午

日ハ卯也、三日ハ辰也、四日ハ巳也、五日ハ午也。五

月ノ初二アル故、五月五日ヲ以テ端午ト云_二ヘリ。トテ

諸志曰、屈原以五月五日、投汨羅江而死。楚人哀_二レ

之、毎_二至_二此日、以_二筒_二贮_二米_二、投_二水_二祭_二之_二。

閔建仁、長沙湍間見レ人、自称_二三閭大夫タムクル、云、聞_二君

祭_二告_二也、為_二蛟童_二所_二霧_二、卷_二櫂葉_二塞_二土_二、綵糸以纏_二レ

之、竜所レ畏云々。屈原、字正平、楚懷王仕_二テ、三閭

大夫ト号ス。人々ネタミミテ、讒訴シケリ。王ツイニ流

シ放チタル。屈原、后ニ沢ノ畔ニサマヨイ、形チャセ

衰テ居リシ時、漁夫、江辺ニツリシケルガ問テ曰、汝

ハ三閭大夫ニ非ズヤ。何ゾ此ニ至ルコトヲ得タル。原

答曰、挙_二世皆濁。我独清。衆人皆醉。我独醒。故此

放ル。漁夫云、聖人不_二凝_二滯物_二。故能ク与_レ世推移_二。

挙世濁ラバ、何ゾ其泥ヲ濁シテ波ヲアゲザル。衆人皆

ナ醉ラバ、何ゾ其滓ヲ済テ其ノ汁ヲスタムクルハラザル。屈原

曰、我聞、新タニ髪洗フ者ハ、必ズ冠ヲハジク。新ニ

浴ル者ハ、必ズ衣ヲ振フ。何ゾ能ク身ノ察々タルヲ以

テ、物ノ紋タルヲ受ン。湘浪ニ赴テ江魚ノ腹ニハハ
 ラマルトモ、アエテ世俗ノ塵埃ヲ蒙ニヤト云。漁夫、
 攝々トシテ笑テ舷ヲ扣イテ歌曰、滄浪水清、以可レ洗ニ予纓。
 滄浪水濁、以可レ洗ニ予足。遂去又トモニ不レ言。屈
 原即、汨羅ノ水ニ身ヲ投テ死ケリ。註蒙求ニ見タリ。
 私ニ曰、汨羅ノ水ニ身ヲ投事ハ、五月五日也。楚人哀
 之、此日ニ到ル毎ニ、筒米入、投レ水祭レ之。而漢
 建仁ト云人、長沙辺ヲ過ケルニ、怪キ人ヲ見ル。自称ニ
 斯三間大夫。君ガ我ヲ祭ヲ悦ビ、告ル也。所レ得物ハ、
 為蛟龍「ウバ」ル也。願ハ、米ヲ橈葉ニ巻テ以レ糸纏レ
 之。龍定テ畏ベシト云。其后、楚人祭レ之五色ノ糸ヲ以
 テ纏レ之投レ水、原ヲ祭ル。今ニ象レ之、以筒為糸纏レ
 乃与葵葉纏、并ニ五色ノ糸ヲ指示レ之。風土記曰、中夏
 ノ初ノ午ニ進ニ角黍。——トハ、今ノチマキ也。用ニ菖
 蒲、一名漢女草。或記ニ云、昔平舒王在一人之臣。
 已ニ死ス。為恨、作毒蛇。滅國而求降伏治術。
 智臣云、彼蛇ノ身ハ青ク頭ハ赤シテ似菖蒲。々々ヲ
 以テ結レ頭、刻其体入レ酒飲バ不レ成害。仍如レ害レ蛇
 スト云ヘリ。アヤメトハ蛇名也。用蓬事、荆楚歲時
 記云、宋則、字文度、以ニ五月五日ニ鷄鳴時、見ニ似人
 处、把レ之用レ灸、有レ驗云ヘリ。私云、宋則ガ時ヨリ
 後ノ人、相伝テ競採レ之、灸ヲナスト云ヘリ。同書ニ曰、

五月五日、採レ艾為艾人懸戸上攘毒氣。私云、テ
 レ之今ノ人以蓬莊ト云ヘリ。用蘭事、金谷蘭記
 云、五月五日、採蘭以水煮也。為湯沐浴、令人辟除刀兵攘却上靈鬼一云ヘリ。私云、五月五日、蘭湯ヲ以テ沐浴スレバ刀兵難ヲ除、靈氣ヲ退クト云々。

(一部読み仮名は省略した)

引用書に傍線を付したので、その部分をたよりに対比されたい。部分的に碎いた表現に変わっているところもあり、記述が前後する所もある。また誤写、誤読によるらしい異同も生じているけれども、基本的には、『朗詠抄』をほぼそのままの形で利用しているさまは歴然としている。

いまは引用を省略したが、右の『旅宿問答』掲出部の後には、続いて「物語ニ云」として大江為武が端午に菖蒲を進上した話が記される。これは『古今著聞集』にも見える説話なのだが、書陵部本朗詠抄の「有時當戸危身立」(端午)注に、やはり「物語ニ云」として同じ説話が見え、ここも『問答』は『朗詠抄』を利用して記していると見てよい。

さて、『旅宿問答』の記す「端午」をめぐる話題は、「サテモ五節供ト申ハ日本國中普用之事何比ヨリ始候哉」という間に応じて展開される、五節供の由来の一角をなす。当然、「端午」の前後には人日、上巳、七夕、重陽についての話題が並ぶこととなるのだが、この内、人日(七草)、上

已、七夕についても、量の多少の差はあれ、やはり『朗詠抄』利用の痕跡が窺われるのである。

ところで、この書陵部本朗詠抄の受容状況については、庭訓往来を巡る関東の学との関わりから、かつて論じたところである(注11)。いま『旅宿問答』という書物の生み出される環境を考えるにあたり、この庭訓往来を巡る学問状況は、甚だ示唆的である。例えば、五節供の由来についての問い合わせに対し、答者は「五節供ト申ハ魔王退治ノ表相、國家豊饒ノ祝言也」として、第六天魔王譚を語るのだが、それに続く「同ハ魔王退治ノ様ヲ承度候」との問い合わせに対する次の答えを見よう。

答曰、地神第一代天忍穗耳尊ノ御宇ニ、大曇王ト曰釈迦如來御出世。可レ盛ニ仏法一事鑒テ、欲ニ懷国土ニヲ、神達檢義シテ先是ヲ可レ降伏ニ要ニ治術ヲ給。正月舞射トテ所々ノ神社射的ヲ。魔王ノ眼ヲ拔出シ射表相也。

年繩引事ハ為ニ防ニ彼ヲ、幕楯社ニ用事ハ魔王ノ舌ノ意、為ニ与ニ短命ヲ以ニ千秋万歳ノ松ノ祝之。為ニ障ニ衆生七魂、以ニ七草ニ償之ヲ。為ニ彼ニ五臟ヲ以ニ五穀ノ粥ヲ調之。サテ三月三日ノ燭、皮肉ヲ食ル表示、五月五日ノ粽ハ基モトリミタフ、譬、七夕ノ索麪ハ脈筋、九月九日菊水ハ血脉ヲ表ト云。

本文に乱れがあるので、意味の取りがたいところもある

が、右の「とき五節供由来の説と関連すると思われるのが、寛永八年版の『庭訓往来抄』の次の記述である(読み仮名は概ね省略した)。

(前略)：取分、七日ヲ人日ト云事ハ人ノ成始リタル日ナリ。五節供ノ第一トスル也。彼釋ニヨナカキ食スル事、万草生長ノ故ナリ。或説ニ曰ク、昔天竺ニ仮性國ニ一ノ大外道アリ。名テ大曇王ト云リ。三界ニアラユル所ノ大外道也。仏神三宝王法ヲ穢シ妨ル者也。ソノ國ニス加璃帝王ト申ス、彼王此曇王ヲ責メ殺テ肉ヲ還丹ト云藥ニ煉テ國土ノ人民ニ与ヘ玉フ。是ヲ食服スル二人民悉ク若キニ帰リ病アル者ハ即治ヘ、其ヨリ國土豊饒ニシテ長命富貴也。其ヨリ請ケ統ツヅクニ三国ニ是ヲ用ナリ。七日ニ七種ノ糲コナカキスル事、彼大曇王ガ肉皮ヲ切集テ肉還丹ニセシ姿也。是ヲ五節供ノ始ニシテ一切ノ人民ノ命ヲ延ルト也。

魔王ならぬ大曇王その人を肉還丹にしてしまつたとするところなど、明らかに先の説とは一致しないのだが、この人物を五節供の由来にからめて説く理解が、庭訓往来注釈の周辺に存在していたことを、この記事は示している(注12)。確かに、五節供由來說そのものの近づからするならば、むしろ国会本朗詠注を、まず掲げるべきなのかもしれない。

(前略)：蚩尤、成忌神ニ、天下ノ人民滅ントス。依之ニ崇メテ

其神ニ五節ニ祀^{アツル}之。碑ニ其形^ヲ服^ス。見服^{スルヲ}我^カ形^ヲ、

恐^テ不^レ惱^サ人也。正月一日ノ餅^ハ肉也。三月三日草餅^ハ皮

也。五月五日ノ粽^ハ骨、七月七日ノ素麵^ハ筋也。九月九

日ノ酒^ハ血也。(三月三日)題注)

このような五節供にまつわる説がどこに発し、どのような形で流布したものか必ずしも明瞭ではないけれども、既に指摘のあるように、聖徳太子伝や歌学書等、様々な場においてこの話題が展開していたようである(注13)。「端囊鈔」卷一にも、「五節供」記事の中に、種々の書物からの引用を列挙する中に混じって、「或記云、三月三日草餅鬼皮トテ食也」「七月七日索麵鬼腸トテ食之」「九月九日菊花彼鬼眉トテ酒入飲^ハ之」との記述の混入が見られる。

ただ、「旅宿問答」との関連という点では、いずれも決定打を欠く。そこは今のところ推測によらねばならないのだが、端午の節供をなぜ「端午」と称するのかという問題に絡めて、「問答」に次のような記事が見えることは、注目する。

昔世ニハ、正月ヲ卯月ト定候ヌル。其時ハ、三月ハ巳ノ月ニ候。三月一日ヲ卯ニアツレバ、三日ハ上巳ナレバ爾カ申候歟。仍正月ヲノ月ニ定ル事ハ、後漢明帝ヨリ始候。其故ハ明帝、刁ノ年ニテ御座候。取分、唐

士一天ニ御威光無比類故ニ、正月ノ卯ヲ刁ニ替テ刁ノ

月ト号ス。是ハ賀茂ノ保憲集ニ見タリ。

この「賀茂ノ保憲集」なるものの実態については、判然としないが、記述の内容からして陰陽道書の一つと見てよからう。また、實際には、直接「賀茂保憲集」なる書物をみたのではなく、他の陰陽道書(あるいは年中行事書)に類する書物を介して記している可能性も多いのだが、「問答」の背景にこうした陰陽道書の存在が透かし見えることからすれば、五節供由来も、関東に活躍した陰陽師の伝える説である可能性を、まず考えてみる必要がある。そのことは、彦右衛門という人物の設定とも当然かかわる問題だからである。そして、庭訓往来を巡る関東の学問も、陰陽道書との交流をもつらしいことは、かつて述べたところである(注14)。

三 酒談義

但し、このような見通しは、あまりに恣意的な牽強付会とも見えるかもしれない。また、事実、庭訓往来を巡る学と「旅宿問答」の背景にある學問との関係は、さほど単純ではない。そこで、もう一つ別の例を見ておくこととしよう。

先の五節供由來の前に、宿の亭主が僧と大夫とに「楊樽

「酒」を青磁の茶碗に入れてもてなす場面がある。そこから、「サテモ御酒ハ何比ヨリ始候哉」との問い合わせとなり、これに心玄が答えるという展開で酒談義に発展していく。次に掲げるのは、天竺と唐土における酒の起源説として語られたものである。

天竺ニハ、カ磨利須理夫人云フ女アリ。甘露ノ味ヲカタドツテ是ヲ造出ス。其年癸酉ナレバ、三水ニ日ヨミノ酉ヲ書字訓シテ酒ト付タリ。彼夫人、此味ヲ造出事モ非無拠。胡地九百里ヲ過テ葱嶺ト云所アリ。当其南有雪山。此峯ニ小鳥常ニ住ミ竹ノ切端ニ米子ヲ加ヘテ置。連々雨露ニ熟シテ有馨味。是ヲ見テ嘗ムルニ感ニタヘタリ。爰ニ智發シテ酒ヲ造出ト云々。其鳥ヲバ鶯ト申伝タリ。

サテ唐士ニハ三皇ノ第三ノ御門、黃帝御宇ニ蜀都ニ下若ト云林里アリ。此村ニ夫妻アリ。夫ヲバ康嘉ト云、妻ヲバ干果ト云。此干果、子ヲ一人養。其名ヲ杜康ト号ス。繼母、朝夕実子ニハ与細飯ヲ、繼子ニハ与餽飯ヲ。繼子食之事難叶、密ニ持行、後ノ岩屈ノ洞ニ捨置ニ、日來ノ餽飯雨露ニウルヲサレ、自然ニ今ノ醸ノゴトシ。當時餽飯混合シテ味馨芬々タリ。取テ嘗言語ニ絶タリ。是ヲ実父ニ語ル。父非可レ秘トテ天下ニ披露ス。

博物志曰、杜康作酒、王著与杜康絕交書曰、康字仲寧、或云、黃帝時宰人、号酒泉太守、漢書東方朔曰、臣聞消憂者莫若酒也

『事物紀原』には「但不知杜康何世人」とも記されるが、李善注によれば確かに「黃帝時」の人たることは補いうる。しかし、一見して『旅宿問答』との距離は遠い。

そこで次に、庭訓往来「真名抄」の四月往状「酒沽」を見てみる(注17)。

杜康、杜燕云夫婦者、或時杜康死也。杜燕哀之木蓮云

問題は幾つかある。まず唐土において酒を作り始めたのを杜康の所為とする点は、「蒙求」の「杜康造酒」の一句に顯著で、宋高承撰の『事物紀原』卷九酒醴飲食部にも「博物志」「魏武帝詩」「玉篇」「陶潛集述酒詩序」など、杜康の名を挙げる文献を見ることができる(注15)のだが、いずれにも詳しい記述は見られず、標題の一旬以上的情報は得られない。ましてや「呂氏春秋」のように、杜康ではなく儀狄の名を挙げるものもある(『補注蒙求』にも「呂氏春秋」が引かれる)。してみると結局、杜康については蒙求注にも一部引用される『文選』の李善注が、最も詳しい記述をするもののようである。卷二十七所収、魏文帝の短歌行に「慨當以慷憂思難忘、何以解憂、唯有「杜康」とある部分への注である(注16)。

木ト本ノ日ニ々ニ備テ飯ヲ。小鳥含レ之置テ「杉洞」、歷ニ二日數ニ熟テ。天ニ水ヲ懸シ為シ酒。故ニ水ヲ書也。山人是見取飲ム甘也。

ここでは、これまでのどの資料にも見えない杜燕という妻が現れ、彼女の方が酒の創始者であったということになつてゐる(注¹⁸)。『問答』にあつた繼子譚の要素も、ここにはない。それでいて敢て、一見、無関係とも見える真名抄を掲げたのは他でもない、「酒」の字を「水」と「西」とに分けて説明する、その論法に注目するからである。『問答』は天竺における酒起源の方で、天より降り注いだ「甘露ノ味ヲカタドゾテ」酒を「造出」だしたのが、「癸酉」の年であつたため「三水ニ日ヨミノ酉ヲ書」字訓シテ酒ト付タリ」と説明しているのである。

さて、この『旅宿問答』と真名抄との微妙な関係を考えるために、ここで関東天台における法華經談義を伝える『法華經鷲林拾葉鈔』をみておく必要がある。卷十二の五百弟子品に見える「酒縁起事」と題する一段である。

一酒縁起事。天竺弥多羅王劫初十九代云。晨旦杜康造酒、蒼韻制字云。朗詠詩云、菓則上林苑之所自消、酒是下若村之所傳傾甚美矣。菓子類梨本獻舍自消云也。酒下若村之所傳者。杜康在所事也。梨異名舍消云也。酒下若村之所傳者。杜康在所事歟。杜康者三皇昔皇帝代人也。日本人王三十九代帝天智天皇御宇、駿河國富士郡竹叟云人在。愛竹翁也。彼

人切タル竹本一節殘セキ。色嚴シキ小鳥含レ米彼一節ニ入レタリ。連々積テ後受雨露潤フニ成ル酒。味微妙也。仍酒云字ヲ三水ニ酉ト云字ヲ書也。此心也。又彼竹林小鳥作ラクダリ巢生二卵子ヲ、翁取レ之養フニ天地耀モク程ハノ美女也。是ヲカクヤヒメト名ル也。及テ觀聞備后妃云。彼小鳥者鶯也。故今鶯竹契也。又古酒異名竹葉ト云モ此古事ヨリ起ル也。

(五百弟子品)

「酒」の字が何故「三水ニ酉」なのか、その問い合わせるためには、ここで関東天台における法華經談義を伝える『法華經鷲林拾葉鈔』をみておく必要がある。卷十二の五百弟子品に見える「酒縁起事」と題する一段である。

どうやら関東の天台談所や学問の場において、この酒の話題は相当に好まれたものであつたらしいのだが、その話題を構成するための幾つかの種本が、右の『鷲林拾葉鈔』引用部から推測が可能である。まず、冒頭の「杜康造酒、蒼韻制字」とは、既に指摘した『蒙求』の句である。当然、蒙求注も資料の一つとなつていていたであろう。次いで、和漢朗詠集卷下「酒」所載句の指摘。となれば、ここもまずは書陵部本『朗詠抄』を参照せねばなるまい。

下句、下若村コトハ朗詠ノ難義一ツ也。何處ト此ヲ不言。或人ノ云、康ガ栖也。杜康、酒ヲ作始メタル人也。蒙求二、杜康造酒ト云ヘル、此也。同注ニ云、杜康、智天皇ノ時ノ人。物語アリ。藏人ト云人、其名ヲ不知。

前婦ニ子アリ。男也。其母、死ス。妃ノ母ハアリ。男子アリ。繼父ト実子ト父母ニ隨ヘリ。后母、食事ヲニツニ構テ、実子ニハ白飯美菜ヲ与ヘ、繼子ニハ黒飯ニ龜菜ヲ与フ。故ニ、難食シテ或木ノ跨圩キニスツ。雨水ニ混ジテ自然ニ麴トナル。又、后ニ拾テタル龜飯、混ジテ酒トナル。其比、酒ヲ不知、只、甘水ト思ヘリ。繼子、ヒソカニ到テ此ヲ飲スルニ美味也。又、后母力クシテ、ヨリ／＼是ヲ飲ム。飯只物ソエケレバ甘水不尽。此コトヲ后母ソノ父ニ語ル。父到テ見ルニ現然タリ。此ヲ嘗ニ美味也。此コト世ニ聞テカクレナシ。下若村ト云ハ此人ノ栖也。杜康ガ栖ト云トモアリ。彼繼子ノ名ヲ杜康ト云トモアリ。…（下略）

「下若（村）」の語に始まり、繼子譚に絡めての酒起源へといふ流れは、まさに『旅宿問答』に共通するものである。但し、ここには分字による説明はない。

書陵部本『朗詠抄』に「物語」として引かれる説話が、『旅宿問答』に関与していることは疑いない。ただ、その関与の仕方は、五節供起源において見た場合ほど単純ではない。『朗詠抄』では繼子の名を杜康とする説はある一説として付加されたものでしかない所にも、それは見て取ることができよう。ましてや、康嘉、干果という夫妻の名はどこにも見出せない。真名抄の記す杜康の妻杜燕にしても

そうだが、その名の拠り所については今は未詳とするしかない。ただ、これらの酒起源の説は、幾つか断片的な要素が複雑に交錯しあい、離合集散をくり返しながら、講釈、談義の場ごとに新たな結びつきを形成していたために、異本化が進みやすいという事情があつた点は、否めないようと思われる。『鷺林拾葉鈔』が、奇異としか言いようのない形で鶯姫系の「カクヤヒメ」譚を挿入するのも、分子による起源説と、「竹葉」を酒の異名とする一要素の力が強く作用したからに相違あるまい。（注20）

ちなみに、『壇囊鈔』卷六にも繼子譚による酒起源が語られており、そこでは繼子の劉石なる男が、酒に「竹葉ヲ折テ指覆」つたとされ、「是ニ依テ酒ヲ竹葉ト云」と結ばれています。なお、これに類した説は、実は相當に古くからあつたもののように、「弘安十年本」と称される古今集歌注にも、やはり子が繼母の与える粗食を木の穴に入れて酒を釀し、「人ニ見セジトテ、竹ノ葉ヲ折テ覆」つた話（流布本等『會我物語』巻二「酒の事」にほぼ一致）が記され、やはり「御酒ヲ竹葉ト名ヅク」と結ばれるのである。弘安十年本古今集歌注は、一見してわかるように、所々に「朗詠」あるいは「朗詠注」を引きながら注を進めており、あるいは『壇囊鈔』の記事にも、未見の朗詠注が背後に隠れているのかもしれない。

さて、『旅宿問答』が、単に資料の一つとして書陵部本『朗詠抄』を用いているということではなく、関東の天台談義所における談義そのものの反映を受けて、『問答』が成り立つてゐるのであろうことは、右のごとき例から推測できよう。そして『問答』と『鷲林拾葉鈔』とを、更に細かく突き合わせて見るならば、なお幾つかの裏付けを取ることができる。例えば、先に示した『問答』の天竺の酒起源は、

『鷲林拾葉鈔』では「弥多羅王劫初十九代云々」と詳細を省いていいるが、『問答』と同様の説が語られていたのは間違いない。ではこの天竺の酒起源説の拠り所だが、ここは書陵部本『朗詠抄』では説明できない。実はこの説は元来、見聞系朗詠注に由来するものであつたらしく、右の引用部と極めて類似した文章が国会本の「酒」の題注部分に見えるのである。同書によれば、小転輪王の名が見えないほか、未陀羅藏王は「末多羅王」、養転輪王は「美輪王」、摩利須理夫人は「摩訶修羅夫人」と、大小の異同はあるものの、「其ノ年ヲ癸酉也」との説も記されており、基本的には『問答』に一致するものと見てよい。既に説かれてのことだが(注21)、書陵部本系の朗詠注は「江注」と称して見聞系の

見聞系朗詠注が参考される環境があつたと考えられる。それと同じ環境を、『問答』の背後にも窺い見ることができる。である(注22)。

さて、天竺、晨旦と話を進めた心玄は、日本の酒の起源へと語り進める。

日本ニ始事ハ仁皇十二代景行天皇御宇、癸酉ノ年、新羅國ヨリ申嘉云者來朝シテ造始。三国共ニ癸酉ノ年造始ル事不思議ニ候。吾之人ハ憂喜ヲ忘、苦樂ヲ不弁、五臟調和ノ秘藥、諸病百藥ノ最頂也。サレバ白樂天モ酒是百藥最頂ト云リ。

酒の「秘藥」たる所以、その効能を説く部分、書陵部本『朗詠抄』にも「百藥頂トシテ五臟ヲ調ヘ万病ヲ除クコト」への言及はあるが、これを白樂天のことばと明記するのは、『鷲林拾葉鈔』である（但し、同書には、日本での酒起源は語られていない）。また、同書と関連の深い『一乘拾玉抄』は「皇帝ノ云ク」として諺を記す。談所を起点とした知識、学問が『問答』の基礎をなしていることは疑いえないところである。

朗詠注を引くところに顯著なように、見聞系を基礎として

成った注である。関東の天台談所における講談が書陵部本系朗詠注を展開させていったとするならば、そこでは常に

四 位階昇進

さて、ここで再び話題を、藤原氏の起こりから位階昇進

へと続く問答に戻そう。藤氏の起こりとしてまず語られるのは、舞曲「入鹿」と関わる奇異な大職冠鎌足外伝、そして入鹿誅殺譚である。

舞曲との関連性については、既に詳細な検討が備わっており、ここにくり返す必要はないが^(注23)、この前後の話題には二つほど触れておかねばならない点がある。一つは、

位階昇進をめぐり、『問答』は度々「職原抄」を引いて解説

をしているのだが、単に職原抄が引用されているだけでなく、その注釈も『問答』と密接な関わりを持つていたらしいという点^(注24)である。そして、そのことに関連してもう一つ注意しなければならないのは、鎌足外伝に付隨して「大織冠ト申ハ何程ノ高官ナレバ被^レ下^ニ忠功^ニ乎」との問い合わせが発せられ、それに答えて「北畠ノ大納言親房卿ノ記」なるものが引かれる点である。

ところで、関東においては職原抄講釈と深い関わりをもつて、庭訓往来講釈があつたらしいことについては、かつて述べたところである^(注25)。すると、ここで気にかかるのが、『塙囊鈔』でも「彼藤家氏神春日ノ御詠北藤波トアル何指ゾ」との問い合わせに答え、やはり「親房卿記」が引かれていることである。この「記」はどうやら、後述するように『神皇正統記』を指すものであるらしいのだが、そこにはもう少し複雑な事情が潛んでいたようである。まずは旅宿問答

の当該箇所を引き、順を追つて述べよう。『問答』は「大織冠」を次のように説明する。

答曰、北畠ノ大納言親房卿ノ記ニハ「正一位ノ名也ト云々。」今ハ神ヨリ外ニ正一位ニ上ル人無之。故ニ其後ハ自大職冠ト云人無之。大織冠ハ、織物冠繡^{スイモノヲ}縁立タル、是ヲ着スル人ノ袍ハコキ紫也。

(聖藩文庫本・続群書類從本、括弧内「冠ノ名トアリ。正一位程歟。正一位ハ橘諸兄公、藤仲磨、藤永手、三人叙之。」)

続いて「於藤原四家ノ流ト申ハ何ゾヤ」との問い合わせがあり、答、鎌足ノ一男ニ大政大臣武智麿、又ハ高市ト申、入鹿ノ孫子也。是ヲ云^ニ南家^ト。次男ニ正三位淡海公不比等、房前、是ヲ^ニ北家^ト。日向國宮崎ノ津海士院生也。面向不背ノ玉求ル時ノ約束ニテ、是ヲ想領トスル也。三男式部卿宇合、此流ヲ式家ト云。四男左京大夫馬養、是ヲ京家ト云。式家京家ハヤ絶タリ。南家モ今ハ儒胤僅カニ相続ス。今摄政殿下、及サルベキ藤原氏ノ人々ハ皆、北家ノ流也。是併仏法ノ威力、空海和尚ノ効驗也。其故ハ淡海公ノ彦子ニ閑院左大臣冬嗣ノ御時、藤氏ノ衰ヌル事ヲ歎キ、弘法大師申合興福寺ニ南円堂ヲ建テ、氏族繁昌ヲ祈申サレケルニ、明神役人ニ交リ、補陀洛ノ南ノ岸ニ堂タテ、今ゾ榮ン北ノ藤浪

ト其時ノ御詠哥也。北ト云、北家ノ御事也。…（下略）
と説明される（注26）。

次に、右の引用と関わる記述を、「塙囊鈔」から抜き出す。
卷二の第九項「彼藤家ノ氏神春日ノ御詠ニ北ノ藤波トアル
何ヲ指ゾ」との問い合わせに答えたものである。

大織冠ト云事、尋ネアル事也。或日記ニハ、冠名也ト
云。天智天皇御時、廿六階冠ヲ作り給。其第一ヲ大織

冠ト云。織物冠ニ繡ヲ縁ニタチ入タリ。是ヲ着人袍ハ、
コキ紫也ト云。此冠ヲ給フ故ニ大織冠ト云ト云。親房
卿記ニハ正一位名也ト云。誠ニ今ハ神ヨリ外正一位ニ
アガル人ナケレバ、其後自カラ大織冠ト申人ナキニヤ。
此鎌足子不比等（淡海公ノ之大臣三四人子アリ。是ヲ四門ト
云。一門ハ武智丸大臣流、南家ト云。二門ハ参議中衛
大将房前流ヲ北家ト云。三門ハ式部卿宇合流、式家ト
云。四門ハ左京大夫楓麻呂流ヲ京家ト云ガ、早ク絶タ
リ。南家モ今ハ儒胤ニテ僅ニ相続ス。今、執政殿下及
ビサルベキ藤氏人々、皆只北家ノミ也。是モ併ラ仏法
威力、弘法大師効驗也。其故ハ淡海公參議中衛房前二
代ハ榮耀比无カリキ。其子大納言真楯、其子右大臣内
麻呂、其子閑院左大臣冬嗣時、藤氏衰ヌル事ヲ歎キ、
弘法大師ニ申合テ、興福寺ニ南円堂ヲ立テ、氏族繁昌
ヲ祈申サレケルニ、明神役夫ニ交リテ、

トハ其時御詠也。北トハ北家房前大臣御流事ナルベシ。
…（下略）（正保版本による。一部振り仮名は省略）

特に注目すべき一致箇所のみに傍線を付したけれども、全
体に両者が似通つてゐることは論を俟たない。そこで、ま
ず触れておかねばならないのは、両者共通の引書「親房卿
ノ記」である。

『塙囊鈔』所引の「親房卿ノ記」については、既に濱田
敦・佐竹昭広・笛川祥生各氏編の『塵添塙囊鈔・塙囊鈔』
(臨川書店)に添えられた引用書名索引に、これが「神皇
正統記」であることが指示されている。確かに、「正統記」
卷中、皇極天皇条を参照すると、「大織冠」の語の注記に「正
一位ノ名ナリ」と見えるし(注27)、「塙囊鈔」の傍線を付さ
なかつた部分、不比等の四人の子(四門)の紹介から、傍
線部Bにかかるあたり「南家モ今ハ儒胤ニテ僅ニ相続ス」
までは、ほぼ同文の関係で「正統記」文武天皇条に確認で
きるが、もはや敢えて掲げるにはおよぶまい。問題となり
そうなのは、「補陀落」の歌をめぐる前後の記述で、「正統
記」清和天皇条には次のようにある。

内曆ノ子冬嗣ノ大臣：藤氏ノ衰ヌルコトヲナゲキテ、
弘法大師ニ申アハセテ興福寺ニ南円堂ヲタテテ祈申サ
レケリ。此時、明神、役夫ニマジハリテ、

補陀落ノ南ノ岸三堂タテテ今ゾサカヘン北ノ藤浪
ト詠給ケルトゾ。

ここでも『正統記』が基盤にあること疑いえないところで、これらを見る限りにおいて『問答』と『壇囊鈔』とは、ともに神皇正統記を参照したかのように見えなくもない。しかし、『氏族繁昌』への言及、和歌の中の「北」が「北家」

をさすものとの指摘は、『正統記』ではなく、『問答』と『壇囊鈔』のみが一致している。無論、この程度のことであれば、『問答』と『壇囊鈔』と双方が各々別個に、独自の判断で注を付加することも可能ではある。それ故、特に注意を促す必要もないようと思われようが、決定的な問題は『壇囊鈔』の記事の内、『正統記』の引用としては説明できない部分の方にある。

『正統記』からはずれる記事の中で特に注意が必要なのは、壇囊鈔において「親房卿ノ記」の書名を挙げる前の傍線A部分、ここに既に『問答』との一致が見られることである。このことから、旅宿問答は壇囊鈔のこの記事を用いて記したか、あるいは両者には『正統記』を引用する共通の典拠があつたと考えなければならないようと思われる。

『問答』と『壇囊鈔』の関わりを直接的に窺わせるのはこの部分に限定されており、両者に共通の典拠があつたとするのが、一見、妥当であるようにも思われるのだが、その

一方で、壇囊鈔の『正統記』引用は複数箇所に見られるのである。とすれば、右の掲出部分に限定するにせよ、正統記の全引用箇所について想定するにせよ、そこに別の典拠を考えることは、必ずしも穏当な推定とは言い難いことになる（注28）。

五 雜談と問答

ところで傍線部Aは、本来、『日本書紀』孝徳紀、大化三年条の「一曰、纖冠。有二大小二階。以纖為之。以繡裁」冠之縁。服色並用「深紫」をふまえるものと思うが、そこの推測が正しいとするならば、ここにも単純な『書紀』引載とは違う、何かフィルターを通したような資料操作を感じざるを得ない。それは具体的証拠のない印象にしか過ぎない」とではあるけれども、壇囊鈔の中に式目講釈と関連する記述があるという指摘（注29）をここに思いあわせるならば、先の掲出部分の背後にも、例えれば職原抄などをめぐる講釈の影を読みとつてもよいのではなかろうか。

試みに、壇囊鈔卷二の先の掲出箇所の前後を見ると、第七項が「摂政關白トハ何ナル事ゾ、替ル儀アル歟同事歟」、第八項が「執柄殿下ト云、博陸摂籠ナンド申ハ同事歟」、第十項が「左右ノ大臣ヨリ諸官皆左ヲ上トス、然ルニ政道ヲ」

始トシテ一切ノ事ノ正義ナルヲバ右ナルト云テ本トスル、何ナル事ゾ」との問い合わせ、及び答えから構成されている。まさに、職原抄周辺に展開された問答にほかならないのである。これ以上、壇囊鈔の問題に深入りするのは、脇道に逸れ過ぎて妥当を欠くと思われる所以で、現に職原抄講釈との関わりを確認できる例を一点のみ示す。壇囊鈔卷二第七項の答えに次のような箇所がある。

或記録云、幼主ノ御時代君行政為摂政、御元服ノ後改摂政為閑白ト云。二条ノ摂政太政大臣良基公、當閑白御時御句二、

アヅカリ申ス國ハ此國トアソバシ、又セキノシラ雪ナンドアリシヲ、素眼ガ執筆ニテ、皆閑白ト書也。殿モ御感アリケル也ト。閑ハセキ也。…(下略)

次に掲げるのは、内閣文庫蔵『職原聞書抄』

又閑白摂政ハ同職ニシテ侍レドモ差別アルニヤ、天子幼少ノ御時、御代トシテ執万機之政謂之摂政、御成長ノ後、政ヲ天子へ奉送上、其時重其能令レ閑二万機謂之閑白、サレバ此二字ヲ、アヅカリ申トヨメリ。二条之閑白教通公之御連哥ニ、アヅカリ申ス國ハ我国トアリト云々。

この二つの記述の関係を説明する余裕は、もはやない。それは壇囊鈔全体に亘る分析から始めて、その成立、編纂、

享受の問題と終めながら考へるべきことであるからだ。ただ、一つだけここに指摘しうるのは、壇囊鈔が関東の学問の場に伝わっていたにせよ、壇囊鈔自体の編成にも式目、官職をめぐる学問、講釈の場が深く関わっているという事実である(注30)。

改めて考えてみなければならぬことなのが、これまで幾つかの例を示してきたように、旅宿問答の取り上げる話題と壇囊鈔の向ける関心との奇妙な一致は、何を意味するのであろうか。類似した状況は、庭訓往来注釈と壇囊鈔の間においても見られたこと(注31)で、甚だ気にかかるところである。確かに壇囊鈔の編纂には、関東における学問、講釈と共に通する資料がふくまれていたように思われるし、そこに原因の一端を認めることは可能ではある。だが、藤原氏をめぐる前掲記事のごとく、単に依拠資料の問題、あるいは書承の問題として処理しうる例よりも、壇囊鈔編者の関心の在処という抽象的レベルでの一致をどう考えるのか——そこにこそ、壇囊鈔という書物を理解する鍵がある。そうである。壇囊鈔が問答体をとることの意味も、そうした視点から捉え直されるべきであろう。

中世関東における学問の場から生まれた一つの書物『旅宿問答』は、軍記、説話、草子、往来、唱導、更には『壇囊鈔』の如き定義付けの難しい書物を含めた中世文芸諸ジ

ヤンルへと繋がっていく、幾つもの糸口をかいませてくれた。確かにそこにあるのは、一見、雑然とした話題の羅列なのだが、その無秩序に見える雑談の連鎖こそが、本書の置かれていたコンテクストを浮かび上がらせ、ひいては中世における学問、文芸諸ジャンルの交叉の実状を窺わせる。それ故にこそ、『旅宿問答』という書物が、形式、内容の双方にわたって、私には甚だ興味深いものに思われるのである。上記のごときささやかな「私註」を試みた最大の動機もまたそこにあつた。ただし具体的に言及できたのは、限られた幾つかの側面に過ぎず、なお考うべきことは多い。

例えば、その成立の基盤が、関東を中心とした天台宗の談義所周辺にあつたであろうことは、繰り返し言及したところだが、無論、そうした「基盤」を有するということの具体的な意味については、実は何も明瞭になつたわけではない。そもそも主人公ともいいうべき彦右衛門の「神職ノ大夫」という職掌、及びその活動の実態からして定かでない。『吾妻鏡』によれば既に鎌倉時代には関東において「本業」を「神職」とする「民間陰陽師」が活動していたらしいのだけれども（注³²）、そのような人物が現実には談義所の学問などのように関わっていたのか、これも不明瞭なままである。それらの問題に、急いでいたずらな推測をもつて答えることは避けるべきであるが、この「神職ノ大夫」と、関東天

台の談所に学んだ僧侶との問答という設定には、関東における学問の現場の実態がなにがしか反映していると考えるのは、必ずしも飛躍した推論ではあるまい。関東の学問の場にどのような人々が集い、そこから何が生み出されたのか。『旅宿問答』の内容は、その問題設定に多くの示唆を与えてくれる。

また、談所の学との関わりを踏まえて、禅秀の乱から結城合戦に至る話題を見直すならば、そこに思い起こされるのは、『一乘拾玉抄』卷三（薬草喻品）に「物語云」として引かれた、足利持氏の子春王の辞世にまつわる哀話である（注³³）。既に述べたように結城合戦に関する文献は多いのだが、周防国に於いて成ったとされるこの法華經談義書にまで、関東争乱の余話が伝えられたことは、当然、問題となる。そこには大内氏と上杉憲実とを中心とした人的交流を読みとるべき（注³⁴）なのかもしれないが、さて、そもそもこの哀話は、それだけで独立した形で運ばれてきたものであつたかどうか。あるいは、談義と結びついた雑談の一話として、天台談所を駆け抜けた可能性はなかつただろうか。翻つて「往来」の利用に目を転じてみても、それを単に引用、典拠の問題として済ますとすれば、ことの本質を見失うこととなる。庭訓往来への注釈活動を初め、流布本曾我物語の庭訓往来利用、大塔物語の物尽くし的描写の存

在（注35）、一部の御伽草子に見られる往来的性格、そして壇
裏鉢と『東山往来』その他との深い関わり（注36）、それらを
併せて構造的に捉え直す視点こそが必要であろう。虚心に
ジャンルの枠組みという先入観を排し、時代の中を横断し
てみると、個々の作品形成の基盤を今一度見直す必要
を思はざるをえない。そこに目を向けることではじめて姿
を現す、時代の中での作品の存在様態というものもあるの
だから。

諸々の方向に延びた糸は、その一本一本をたぐり寄せる
時、思いもかけぬ広がりをしめしてくれる。一見、ばらば
らな脈絡のない広がりとも見えようが、そこには確かに中
世文学の一角を照らし出す手掛けかりが潜んでいるのである。

（注）

（1）以下、原則として引用は天理図書館蔵本による。ただし続
群書類從本、島原図書館松平文庫本、聖藩文庫本を参照して
校訂を施した所がある。なお、校訂を施しても意味の通じない
い部分が残るが、煩雑を避けてママの注記はしない。以下、
引用にあたっては私に適宜改行し読みやすくした場合もある。

（2）「弁舌・宏才」を一つのまとまりと見るならば、あるいは「得
二弁舌宏才」博覽トシテ」との読み也可能かと思うが、「宏才博
覽ニ諸道ヲモシラセタマヒ…」（『神皇正統記』後序多）ある

いは「洪才博覽にましゃゝて」〔そ…〕『椿葉記』のような例
が参考となる。ただし、『大塔物語』のように「弁舌宏才」
が一つの纏まりをもつて認識されていたことを示す例のある
ことは、注意されてよい。伏見宮貞成のところへ論語談義に
訪れた中原康富も、「弁舌拔群洪才者也」との評を受けている
（『看聞日記』永享五年八月廿九日条）。なお、大塔物語のこ
の表現については、加美宏氏『太平記享受史論考』（桜楓社、
昭60）第二章第九節「物語僧小考—『大塔物語』所出の頼阿
をめぐる」で『國學院雑誌』第八十一卷第三号、昭55・3初
出）をも参照。

（3）彦右衛門のめざした米山寺は、越後国の名刹で薬師信仰に
より名高い。御伽草子「ふくろふ」の中で老鳥が鷦鷯への恋
の成就を祈願するのも、この米山薬師に対してであった。こ
の米山薬師については、中野真麻理氏「鳥山伏致」（成城国
文学）第十八号、平14・3）、同氏「鳥の懸想文—越後米山薬
師のこと—」（『説話論集第十一集』（清文堂、02年））参照。

（4）この問題への言及を専らとしたものではないが、拙稿「中
世和歌の一環境」（『和歌 解釈のパラダイム』（笠間書院、98
年）所収）を参照されたい。また、関東天台に近い所で成立
したと思しい庭訓往来注釈「真名抄」に關わりの深い『庭訓
私記』について、その成立が、「伊吹山周辺」の「根来寺を本
山とする新義真言宗に属する寺院」であろうとする、小助川
元太氏『庭訓私記』の注釈説話（『説話・伝承学』VOL.
7、99・4）の説は、興味深く思われる。天理本の庭訓私記
が天正十年に「関東相模国三浦之住人」の写しになるもので

ある点と併せ、注意しなければならない。

(5) 阿部泰郎氏『入鹿』の成立』〔『藝能史研究』第六十九号、⁸⁰・4)

(6) 拙稿「連歌と説話の場」〔『国語と国文学』第七十八卷第五号、平13・5)

(7) 廣田哲通氏『中世法華經注釈書の研究』(笠間書院、93年)

第六章第4節「中世の教養(一) — 「横座坊物語」・「ふくろふ」・「筆結物語」など」— 四二七頁参照。

(8) 永井義憲・林祝子両氏『結城戦場物語』(古典文庫421) 解説

参考。

(9) 偶然の一致を出るものではないかもしねいが、「旅宿問答」

末尾に引かれる一遍の歌「弥陀頼ム人ハ雨夜ノ星ナレヤ…」は、内閣文庫本『鎌倉物語』(注(8)前掲『結城戦場物語』所収)にも引用を見る。

(10) 伊藤正義・黒田彰両氏編著『和漢朗詠集古注釈集成』(大学堂書店)による。

(11) 拙稿「庭訓往来を巡る注釈の学——真名抄周辺資料点綴——」

〔『熊本県立大学文学部紀要』第七卷第一号、00・12) 参照。

(12) この点については『庭訓私記』研究の方面から、近時、小助川元太氏が広く類似の説を記す資料を掲げ、詳細な検討を行っている。(同氏「庭訓往来注と雑談」『庭訓私記』の注釈説話を中心に—)〔『枯野』第十二号、02・3)。中でも「塵滴問答」はとりわけ注意すべき資料であるが、同書について

は改めて検討する必要があるため、小論の中では触れない。同時に、同論では「雑談」の語を鍵として『塙囊鈔』他の資

料を捉える視点を打ち出しているが、これは小稿の発想とも共通するものである。なお「雑談」については、伊藤慎吾氏

『看聞日記』における伝聞記事』〔『伝承文学研究』第五十号、平12・5) を参照。ちなみに「問答」の形式については、阿部泰郎氏「対話様式作品論序説—『問持記』をめぐりて—」〔『日本文学』第三十七卷第六号、88・6) が参考となる。

(13) 黒田彰氏『中世説話の文学史的環境 続』(和泉書院、平7) I-1 「桃華因縁」続貂—注釈から説草へ—(関西大学『国

文学』第六十五号、平1・1初出)。なお、蚩尤征伐譚は、しばしば蹴鞠の起源説話などに語られるのであるが、これが『塵瓶鈔』になると「蹴鞠者月支ニ始リ、震旦ニテハ太曇王ト云ヘル者、虚空ヲ住處トシテ妨^{ヤクダク}國土」。盤古王ノ五人ノ皇子是ヲ打滅シテ彼頭ヲ鞠ト号シテ八人ノ童子ニ蹴サセ給フ」

(古典文庫) というように、「太曇王」にすり替わってしまふのである。どうやら蚩尤と大曇王との間には、どこかで混乱もしくは同一視があつたようだ。小助川元太氏注(12)論文にも、この部分についての検討がある。

(14) 注(11)拙稿。これに関連して、渡辺守邦氏「『簞簞抄』以前—狐の子安倍の童子の物語」〔『国文学研究資料館紀要』

第十四号、昭63・3) を参照するならば、法華經談義・庭訓往来注などと、陰陽道書との関わりはより鮮明となる。

(15) 金圓、許浦藻両氏点校の中華書局版(89年)による。

(16) 〔宋本 六臣註文選〕(廣文書局、民國53年)による。

(17) 引用は、東洋文庫蔵『庭訓之鈔』による。ただし、東洋文庫本では「酒沽」が「活酒」となっている。また、注の中に

も一部他本を参考し改めた部分がある。

- (18) 真名抄に一致するものではないが、杜康の妻の方が酒を作ったとする説を伝える資料が、朗詠集の注の中にある（国会本の『和漢朗詠注』「酒」題注）。また、「河海抄」卷一も「みき」三木説に絡め、妻の所為とする説を掲げる（桐壺「おほみきまいるほど」注。玉上琢彌氏編『紫明抄 河海抄』〈角川書店〉所収の天理図書館蔵文禄写本および天理図書館善本叢書所収伝兼良筆本を併せ見た）。

(19) かつて、「箏」を竹・争の分字で説明する書陵部本『朗詠抄』所載の説話に言及したことがある。注(11)前掲拙稿参照。

- (20) 酒の異名については、伊藤正義氏「謡曲雜記」（和泉書院、89年）「猩々一みきと聞く名も理りやー」（『かんのう』一五〇号、昭58・3初出）が参考となる。

(21) 黒田彰氏『中世説話の文学史的環境』（和泉書院、昭62）

IV四「室町以前（朗詠注）書誌稿」（『中世文学』第二十八号、昭58・10初出）、山崎誠氏『中世学問史の基底と展開』（和泉書院、93年）V「天台談所と和漢朗詠集」（『中世文学』第三十三号、昭63・6初出）。

(22) 「問答」の中にも「匡房卿ノカレ候朗詠ノ注ヲ見候ニ…」との一文を確認できる。便宜上、続群書類従により頁を示す。

一九三頁上段。

(23) 阿部泰郎氏「入鹿」の成立」（『藝能史研究』第六十九号、80・4）参照。「旅宿問答」の記す挿話は、モチーフの面で舞曲に近いところが多く、注意されるのだが、阿部氏の論のごとく、直接的関与の有無については、慎重に判断しなければ

ならないだろう。

- (24) 職原鈔注釈の享受の面から『旅宿問答』に言及したものとしては、小峯和明氏「説話資料としての『職原抄』注釈—関東系を中心に—」（『説話文学研究』第三十一号、平9・6）、相田満氏「関東系『職原抄』注釈学をめぐつて—その聖典意識—」（馬渓和夫氏編『日本語の歴史』1 中世説話の意味』（笠間書院、平10））がある。また、職原抄注釈における鎌足外伝については、相田満氏「文学的資料としての『職原抄』—国文学研究資料館蔵『職原抄聞書』の視座から—」（『中央大學國文』第三十七号、平6・3）、小峯氏「説話研究の現在」（『説話文学研究』第二十九号、平6・6。同氏「説話の言説中世の表現と歴史叙述」（02年、森話社）に一部加筆の上再録）参照。但し、このような鎌足外伝は、職原抄注釈の枠組みの中だけに収まるものでないこと、言うまでもない。
- (25) 注(11)拙稿。
- (26) ここのでは特に謡囊鈔の記事との一致箇所にのみ注目して論を進めていたため、異同箇所については述べていないが、「問答」の独自記事の中で気を付けねばならないのは、謡曲「海士」等とも関わる「面向不背ノ玉」に関する記述が含まれている点である（続群書類従本、この部分欠く）。この玉については、阿部泰郎氏「大織冠」の成立」（『幸若舞曲研究』第四卷（昭61、三井井書店）所収）に詳しい。そして、これも職原抄講釈に付隨する話題であったことは、神宮文庫本『職原抄』頭注などから窺われる。
- (27) 『神皇正統記』は日本古典文学大系によつた。

(28) 単純に結論を出すことは難しいが、状況証拠からするならば『墳囊鈔』が関東の学問の場に伝来していた可能性は低くない。

大東急記念文庫本巻七の「常州佐竹」云々の奥書きが注意されるし、小秋元段氏『『墳囊鈔』の中の『太平記』(下)』(『駒木原国文』第七号、⁹⁶・3)の注(2)にも、興味深い事例が

指摘されている。但し、これも含めて断片的な例しか見出せず、小秋元氏が推測されるような、「抜書の類」が用いられた可能性の検討も含め、同書の享受史は重要な課題となろう。

なお、『墳囊鈔』全巻における『正統記』の引用部分については、小助川元太氏『『墳囊鈔』の『神皇正統記』引用—政道論を中心にして』(『伝承文学研究』第五十号、平12・5)に一覧表がある。

(29) 小助川元太氏「『墳囊鈔』と式目注釈学」(『説話文学研究』第三十五号、平12・7)

(30) このことは、また同時に、御成敗式目の注と職原抄の注が、関東と都(清原家)で並行的に展開することの意味を考える必要を促す。小助川氏注(29)論文参照。なおついでに触れておけば、「アツカリ申ス」の句の作者について、厳密には明らかでないが、教通の句とするのは当たるまい。閑白のこととを「あづかりまうす」と詠むことについては、年中行事歌合の四十四番左「詔書」題での東坊城長綱の例があり、良基がこれを連歌に用いた可能性は十分考えられる。無論、仮託された可能性も否定できないが。

(31) 注(11) 拙稿

(32) 金澤正大氏「関東天文・陰陽道の成立に関する一考察」(『陰

陽道叢書2中世』、93年、名著出版)所収。『政治経済史学』

第九十六号、⁷⁴年初出)

(33) 中野真麻理氏『『乗拾玉抄』の研究』(臨川書店、98年)第四章第一節「春王の辞世」(『国語国文』第六十一卷第八号、平4・8初出)参照。

(34) 注(33) 参照。

(35) 石井由紀夫氏『『大塔物語』雑考』(『語学文学』第三十八号、平12・3)

(36) 小助川元太氏『『墳囊鈔』の勸学性—素問を中心に—』(『論究日本文学』第六十七号、⁹⁷・12)